

**【別紙】**

公益社団法人 日本ボクシング連盟 令和4年度 第2回臨時総会別添資料

2023.3.12（日）13:00～

内田会長：本日はお忙しい中ご参加いただきありがとうございます。皆様のおかげで無事に公益法人化を達成することができました。これからボクシング連盟も他の競技団体と一緒にやって行こうと思うのですが、まだまだこれからがスタートだと思っています。今年もいろいろすることはあると思いますが、最後まで皆さんで協力して頑張っていきましょう。本日もいろいろ議題はありますけども最後までよろしくお願ひいたします。

**1 議事の経過の要領及び議案審議の結果**

**1) 決議事項**

**○来年度活動計画案及び予算案について**

仲間議長：既に資料を送付させていただいているので、活動計画と予算に関しては見ていただいていることを前提に進めさせていただきます。活動計画書に関しては、2021年の東京オリンピック、世界選手権そして2022年のU22アジア選手権、アジア選手権、世界ユース選手権で選手たちが非常に素晴らしい結果を出してくださったことを報告させていただきました。国体の隔年開催については、2028年から通常開催に戻ることを報告させていただきました。活動計画案を出させていただいた時点では、公益法人に関しては確定しておりませんでした。

予算案の説明については事務局からご説明をお願いします。

事務局小池氏：及川局次長の方からご説明をしていただくようにお願いしております。不足がありましたら小池から説明させていただきます。

及川局次長：上から順に、受け取り会費は昨年と同額とさせていただきました。次に事業収益について、協賛金または広告協賛金、次年度も引き続いていただけるとのことで、600万円の増額とさせていただいていることがあります。この度公益法人になったということで、もっと増額されることは予想されるのですが、まず600万円とさせていただきました。その他事業収益は前年度予算と決算見込み額より多少増減します。次に、受け取り補助金等についてなんですかとも、受け取り補助金は今年度の決算見込み額および次年度事業申請額に基づいておりますが、JOCへの判定システム事業申請額が非常に増えました。受取寄付金についてですが、次年度も引き続き御寄付をいただけるとの情報により、増額をさせていただいていることがあります。こちらの事業収益、協賛金や広告協賛金と一緒にこのような形です。寄附金と協賛金は別ですので受取寄付金ということはこちらに入れさせていただいていることがあります。次に経常費用に関して、事業費を計上させていただいていることがあります。事業については、決算見込み額および円安なども一応反映させていただいている、判定システムの事業費、登録システムの事業費等により増額をさせていただいていることがあります。管理費は前年度と同額ですが、科目間の変動があったのですが、総額は一緒になっております。内容はご確認いただければと思います。これで一通りの説明は終わりです。小池さん補足お願いします。

事務局小池氏：ちょっと付け加えさせていただきます。収益の方の受取登録料なのですが、今年からシステムによる登録を始めさせていただいている、科目がシステムの方が五つの登録料になっております。今まで男女の一般とか、男女それぞれの大学生高校生UJとかに分け

ていたのですが、これから五つのものに変わるのでゼロとなっているところは、それぞれ一般男女になりましたし、大学生もその中に含まれています。高校生も男女を分けずに高校生とかJOCも男女合算で入ってきます。あとはマスボクシングという四つの科目に変更になりましたので、今まで使っていた科目がゼロとして予算に入れてあります。管理費の合計金額は、昨年とほぼ同じですが、給料のところが増えているのは、昨年度までは豊田事務局長の契約の形態が事業委託という形でお願いをしておりましたので、次年度からは雇用形態にさせていただくということを前提として給料のところが変更になっております。科目が動いたことと、合計では若干減っていますがほぼ一緒です。

仲間議長：このことに関して質問はありますか。

岡山県西山氏：収益が6,995万増えまして、この増えた収益費用も当然6,995万になっています。ちょっと私も解釈できなくて、どこが増えているのでしょうか？管理費はほぼ同じということで、事業費のどの科目がどういった内容に、この増えた金額が行っているのかそれを教えていただきたいと思います。

事務局小池氏：共有の画面で出ていた一番左の列が2023年度の予算案で、その次の列が昨年度の予算です。そのそれぞれの科目で差額が右側に書かれているのですが、一番大きなところでいくと、先ほど及川の方から説明がありましたように、助成金等のところで5,200万ほど増えております。JOCの助成金のところで判定システム等の助成の申請をしておりますので、収入をそれだけ増やしております。また、その差額のそれぞれのところの三角になっているのは、次年度の予算案は、昨年の予算より減りましたという三角印です。三角印のついていないところは昨年度より増えましたという結果で、その合計が6,995万円プラスになっているということです。

岡山県西山氏：収入の6,995万円は認識できましたが、収支の関係だと思うのですが費用も同じ金額になると思いまして、費用が6,995万増えた収益の部分がどこに反映されているのか？配分されているのかなと思ってそれでお聞きしたのです。

事務局小池氏：これもそれぞれ一番右側の列に書かれている、三角印が昨年度より減った分でプラスが昨年度より増えた分ということで、事業費がほとんど増えていると思うんですね。事業費の合計で7,020万円増えていますので、ほぼその金額全てを事業費に割り当てております。あとそれぞれの科目というのはちょっとわからない科目かもしれないのですが、雑役務費というところがあるのですけれども、事業費の下から7番目ぐらいのところに雑役務費というのがあるのですけれども、そこで5,100万増えています。これは収益でいただく方の助成金に対する判定システムの事業およびその他JOCに関連するような事業の申請している額が増えたというところですね。ざっと説明しましたが大丈夫でしょうか？回答になってますでしょうか？

岡山県西山氏：ありがとうございました。はいわかりました。

仲間議長：決議に入りたいと思います。まず活動計画に関してですが、反対の方は挙手をお願いします。（反対意見なし）

来年度2023年と度予算案に関して反対の方は挙手をお願いします。（反対意見なし）

## ○加盟団体及び地方ブロック連盟の処分に関する基準について

仲間議長：決議事項の二つ目、加盟団体および地方ブロック連盟の処分に関する基準についてになります。こちらは前回の総会で加盟団体規程を決議させていただきました。そこに関して、処分に関する基準に関しては、今回に持ち越しをして理事会の方で審議をして決定をして、今回の総会に出させていただいたという形になります。こちらに関して杉崎理

事の方からご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

杉崎理事：前回この基準案をお示ししたですが、第4条の第2号ですね。退会のところです。

理事会では出席理事の3分の2以上、そして総会の3分の2以上の同意というふうに変えております。それと第3条の第1号、調査を日連事務局に行わせることができるというところなのですが、倫理の方の基準においても、ちょっと日連の事務局に調査を行わせるのは無理だと。業務量の関係で不可能だということで、これは削除になりました。

理事会の方で削除しております。以上が変更点です。よろしくお願ひします。

仲間議長：ありがとうございました。こちらに関して質疑、ご意見いただきたいと思います。

千葉県塚本氏：退会のところの決定要件なのですが、出席理事、出席者。お互いに理事会も総会も出席者の3分の2という事になっていると思うのですが、これ委任状とかそういう話はないんですか。

杉崎理事：当然、委任状も出席にございますので、そこは数に入ると思います。

千葉県塚本氏：わかりました。あくまでも委任状を分けないで出席者ということしか記載されてないので、ちょっと思つただけです。委任状も含まれるってことですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

東京都吉沼氏：今の件に関してですが、理事会では委任はないので、そこは分けるべきですね。理事会の委任は効きませんので。総会は委任が効きますから、そこは分けて書く必要があるかというふうに思います。

仲間議長：おっしゃるとおりで理事会は議決の委任は出来ませんので、理事会出席理事の賛否によって、総会に関しては総議決権の3分の2という形で記載するという形の提案でよろしいでしょうか？そちらに関しては、誤解のないように記載をさせていただきたいと思います。では、特にご意見なければ決議に移りたいと思います。

東京都吉沼氏：ちょっと意見を述べさせていただきたいと思っています。処分の事例の中で資格停止の中に、加盟団体を代表する正会員の選任を資格停止にするというところがありまして、これは私の中で、定款とうまく合致しないというところがあるのですね。定款の第3章の加盟団体のところに、加盟団体はこの法人に対して当該団体を代表する者1名を定め、会長に届け出なければならない。つまり、ここを制限するのであれば、何らかの形で定款に書かないと変だという感じがしています。それは後で出てくるのですが、倫理規程とかそこら辺にも含めて私の中では整理がつかないなという意見です。

仲間議長：ご意見ありがとうございます。こちらの定款、規則、規程に関しましては、先日公益認定をしていただいた中で様々な部分、団体の名称も含め規則、規程に揃えるっていう形も含めて、また専門家含めて議論をして詳細修正をしていく必要だと思います。定款内容と齟齬がある部分は、最終的なその定款を求めていく形のときに訂正でどうでしょう。

東京都吉沼氏：はい。結構です。ただちょっとそこでですが、これが決議に入ったとき、棄権という立場も聞いていただければ、そちらの方に手を挙げさせていただきたいと思っておりますので、その選択肢も入れていただければありがたいというふうに思います。

仲間議長：わかりました。棄権という形ですね。

岡山県西山氏：今回の処分に関する基準案の中で、第3条の処分の手続きの部分ですが、対象となる事案または対象のおそれのある事案。これは具体的にもう少しあみ碎いて教えていただければと思うのですが。といいますのは、他の公益財団やスポーツ協会を見ましたら、遵守事項としていろんな内容が列挙してあります。例示列挙とか限定列挙とかはちょっとわかりませんけども、あと他のスポーツ団体でも処分の事由としてこういった内容に抵触すると処分をしますよということを書いてありますので。それにつきまして、少し

かみ砕いて教えていただければありがたいと思うのですが。

杉崎理事：処分の対象となる事案、または対象のおそれのある事案、実際にはまだ適用できていませんので具体例ですね、今後少し見させていただいて、次の機会に入れる必要があるということであれば、付け加えたらいいかなと思います。いかがでしょうか？

仲間議長：西山さんいかがでしょうか？

岡山県西山氏：はいわかりました。次の機会ということでお願いします。

仲間議長：実際運用開始してみて、記載が必要だということであれば次回以降という形でよろしくお願ひいたします。他いかがでしょうか？ご意見がなければ、決議に進みたいと思います。決議について、吉沼さんから棄権で挙手をしたいとありましたので、棄権、引き続き反対という形で決議をする形でよろしいでしょうか？では、ただいまの採決の結果として、棄権したいという方、挙手をお願いいたします。

都道府県で確認します。新潟県、東京都、茨城県、群馬県、山梨県、埼玉県、広島県、和歌山県、愛知県、福井県、長野県、岡山県、福岡県、栃木県が棄権ですね。14が棄権です。引き続き反対の方は挙手をお願いいたします。反対は0ですね。では、ちょっと割れていますので、賛成まで挙手をお願いしようと思います。賛成の方、挙手をお願いします。今、現状で賛成に挙手をしていただいている県、お名前をお呼びしますので、県名を呼ばれなかった都道府県の方は声を上げていただけますか。石川県、徳島県、鹿児島、鳥取県、宮城県、福島県、千葉県、神奈川県、愛媛県、北海道、静岡県、大阪府、香川県、京都府、高知県、沖縄県、岩手県、今都道府県名を呼ばれなかった方は声を出してください。現状の17、会長に委任状が出ており、全部で26の賛成票がありますので、半分以上が賛成で棄権が14という状況ですので、可決という形にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

林田理事：仲間議長、ちょっと聞こえなかつたので賛成の数をもう1回お願いします。

仲間議長：賛成の挙手が17票、委任状が9票、これは会長に議決権の委任があります。

林田理事：わかりました。ありがとうございます。

仲間議長：詳細な数に関しましては委任状の詳細まで含めて最終的には賛成票が26票で半数超えておりましたので、可決という形で進めさせていただきたいと思います。

## 2) 審議・報告事項

### ○令和5年度コーチ設置事業に関して

仲間議長：こちらから報告事項という形で進めます。ご意見等あれば、いただければと思います。

コーチ設置事業ですが、こちらに関しては昨年と変わらず、このように提案をして提出しているという状況になります。ナショナルコーチ、アシスタントナショナルコーチからハイパフォーマンスディレクターとかにちょっと名前がそれぞれ変わっております。事前に資料を配布しておりましたが、こちらに関して何か質問はありますか？特にないようすで進んでいきます。

### ○選手登録規程及び会員及び会費に関する規程の改正に関して

仲間議長：公益社団法人になったことに伴って、規程に関しての改定を行っていただきました。こちら示しておりますとおり、公益法人に移行し、公益法人会計基準に則った経理を行っていく必要があって、法人会計と公益目的事業会計という形でそれぞれの会計収支従ってやつていくことになりますが、会費収入で法人会計の収入に関しては会計に充当する場合50%

ぐらいにする必要がありますということで、このそれぞれの規定内に日連は受取会費の額が50%までを法人会計として利用することということをしっかりと伝えることが必要であることを指摘されておりますので、こちらの記載を追加させていただくことになります。こちらに関しては規定ですので、理事会で提案をして既に決定させていただいいるということです。何かご質問はありますでしょうか？ないようなので、次に進めさせていただきます。

#### ○倫理規則改正に関して及び倫理規則に規定する処分に関する基準の制定について

仲間議長：引き続き、倫理規則改訂に関してです。こちらに関しては規則改訂ですが、杉崎理事、何か追加で説明する部分とかありますか？

杉崎理事：倫理資格審査委員会の方で文言の修正と、倫理規則とその基準で処分の名称がちゃんと揃えていなかったというところがありまして、修正しました。あと、倫理規則の方ですが、第6条の除名については総会の決議まで要するというところを追加しております。今まで理事会で終わる形になっていましたが、それを付け加えたというところです。以上です。

東京都吉沼氏：先ほど、加盟団体の処分に関する規程が可決されました。倫理委員会としては倫理規則、それから倫理規則の処分に関する基準、これに基づいて審議をしていくということになりますので、この中には加盟団体というものはない。つまりその役員、職員、連盟とあるのですが、加盟団体が含まれていないということで、ここに反映させる必要があるだろうというふうに思います。あと一点、倫理規則に関する処分の基準ですね、そこの第2章第3条（1）のところの括弧書き以下、当該団体というのは、これは削除？なんか突然出てきてですね、以下の後に当該団体が使われたというところもないし、これを当該団体という必要もないので、これは削除された方がいいのかなという感じがしました。以上でございます。

仲間議長：ありがとうございます。可決された規程として運用が始まっているものですので、資格審査委員会に持ち帰っていただきて、考えていただくという形でご意見ありがとうございました。

福岡県松隈氏：倫理規則についてご質問させていただきます。県の中でいろいろな問題が生じたときに日本連盟に質問状やいろいろお聞きしたいことがあって、こちらから提出しているのですが、それについての回答がないことで、その後の対応が困っているところがあります。そのようなときには、どのような対応をしたらよろしいのかというのが一つですね。内田会長の名前で、こちらの質問に対しての回答が来たのですが、内田会長にこのような回答が来てますということで尋ねましたが、このような回答をしてないということがございましたので、もし、そこら辺で日本連盟の中でどのような形で、誰が回答されているのかがわからない部分もあるのでその辺をよろしくお願ひします。

仲間議長：基本的には、倫理資格審査委員会で審査をして、調査をしたり、対応したりするという形になりますので、倫理資格委員会で審査をして、内田会長名で文書を出しているのだと思います。内田会長は全部に目を通していると思います。杉崎理事、こちらに関しては、倫理資格委員会かもしくは処分に該当する場合に関しては倫理資格審査委員会で検討した上の文書発送になっている形でよろしいですか。

杉崎理事：通常そうなっていますが、福岡県のことについては、10月に一度山崎委員長の方で調査をされていると思います。その後については、山崎委員長の方でされており少しあり確認はさせていただきたいと思います。その内田会長名の文書については私も存じ上げません。申し訳ありません。以上です。

福岡県松隈氏：杉崎理事からの回答の件ではなく、それ以前に福岡県ボクシング連盟より、日本ボクシング連盟に質問状を送らせていただきまして、ご教授お願いしたいということで何度も相談していますが、そこにも回答がないということで、こちらもその後の対応に困っている部分がありますので、その回答を明確にしてほしいということです。

仲間議長：具体的なところがわかれれば、基本的に個別対応だと思います。

福岡県松隈氏：私ども福岡県ボクシング連盟は、内田会長名宛に出していますので、これからはどちらに出したらよろしいですか？仲間専務宛に出してよろしいですか。

仲間議長：基本的には、倫理委員会と話しているのであれば倫理委員会宛になります。

福岡県松隈氏：先ほど杉崎理事がおっしゃった件より前の事案について回答がないことがありますので、その件についてはどちらに手紙を、書類を出したらよろしいでしょうか。

仲間議長：基本的に連盟全体のことですので、会長名か事務的なことであれば私宛に送っていただけたらと思います。そういう形で送っていただいて、倫理委員会に振り分けたりする形になります。

福岡県松隈氏：事務局に何度も出しているのに、回答がないのでお聞きしている。

仲間議長：基本的には、連盟に対する質問状であれば、内田会長が事務サイドの案件であれば私が対応します。

福岡県松隈氏：はい、ありがとうございます。

## ○公認セカンド制度の規程の改正に関して

大政理事：セカンド制度について、資格の取得のハードルを下げる、資格取得がしやすいように考えて改正を行っておりました。しかし、現在の規程では、C級セカンドとB級セカンドの資格取得に関する内容が、講習を受けければ取得できるという形になっており、全く区別がついてないような状態になってしまっていました。よって、県内大会レベルにC級、ブロック大会レベルのB級については資格の難度をつける必要があるということで、B級については今回講習を受けた後に試験を受けていただいて、合格ラインに達したら資格取得ができるよう改訂を行い、理事会の方で承認をいただいているのでご報告させていただきます。

仲間議長：こちらも事前に申請対象とさせていただきました。何かご質問ありますか。ないようですので、各都道府県に周知よろしくお願ひします。

## ○競技規則改正に関して・審判規程の改定に関して

林田理事：競技規則の改正について新旧対照表をお願いします。たくさんありますので簡潔に説明させていただければと思います。用語解説で、テクニカルデリケートとデピュティテクニカルデリケートの部分に関しましては、スーパーバイザーに関するところを削除させてもらっています。前文に関しては、今まで第2条医学的適格性に抵触しなければ、ブロックおよび都道府県においてルールの根本を崩さない限りという話でしたが、ボックスオフで男子のヘッドギアの運用を認めたり等がありますので、その部分を削除させていただきました。

第2条登録の義務の適格性3競技の間隔です。UJの競技は健康管理上を最低24時間あけなければならぬということだったのですが、実際の運用と即していないことを、競技規則には載せない方が良いだろうということで削除しております。

第2条登録の義務と適格性の、ヒゲですが、IBAの規則で認めていますので、認めるようにしました。

第2条登録の義務と適格性の競技の判決（3）及び第4条競技の判決の（6）については表記の問題です。

第4条競技の判決です。(7) ウォークオーバーのところの④⑤⑥を削除しました。ブロック国体予選等で、この規則があることによって、得点の数え方に混乱があるということです。総務委員会から審判部に相談がありました。得点に関することは、競技規則に載ることではないだろうということで削除になりました。

第6条ファウルについてです。去年12月の全日本選手権大会にて開催された、IBAのスター試験のときの講師から強く指導されたことです。レーシングについて、非常に強い指導をしなければならないと指導されています。それで追記をさせていただきました。

第6条マウスピースを落とす。失格を追記しております。第8条注意警告失格については、式典エントリーチェック、健診計量などにおいてインテグリティに関わるような事も見受けられますので、そこを追記させていただきました。

第13条リングサイドドクターについては、頭部に強い打撃を受けたというところを追記しております。第16条はセカンドの(7)服装について追記しています。第18条リングの付属品については、セカンドをセカンドに表記を変えました。

グローブについて、IBA階級での12オンスのグローブについて追記しています。計量ついてUJの1kgの超過を削除させていただいている。

第28条ラウンドの時間と回数です。審判部としてはスクールエイジのラウンドの時間に合わせたいということで1分30秒を提案していますが、一応UJ担当に相談しました。UJフレッシュ大会については14歳までの大会出場選手なので、1分30秒でも良いのですが、UJ王座については15歳の選手が出場ということがあります。海外の試合の選考において、2分3ラウンドで行いたいという相談がありましたので、2分3ラウンドとすることもできるとしました。

ナショナルテクニカルオフィシャルのところも表記の問題です。

第30条のところですが、例えばインターハイで審判員がおかしなレフリングとかジャッジをした場合に、その大会でレフリージャッジが外れてもらうとか、インターハイ後の次の国体に参加が決まっていても、インターハイで評価が悪ければ依頼を取り消すというように表記を加えています。

第30条競技者の服装ですが、これは2月23日の日連理事会では、決議されていません。今後の宿題となっています。そこの平なシューズについて、最近普通のシューズでも出場している選手もいます。また、抜けていたのですが、女子の短い袖のTシャツっていうところの表記が曖昧なので、ここもしっかり今後検討させていただいて、早めに改正をしたいと思っています。ここは決議されていません。

その他、第30条の競技者の服装のところについては全て追記です。以上の内容で、2月23日の理事会で承認をされております。よろしくお願ひします。

仲間議長：はい、ありがとうございます。質問はありますでしょうか。そこの平らなシューズは明確ないので今後検討を宜しくお願ひします。

福岡県松隈氏：登録の義務と適格性について説明がありましたが、登録と義務と適格性について、県連の業務が滞っている場合は日本連盟から直接登録ができるということがあります、県連の業務が滞ってない場合は、県連からするというのが通常なのでしょうか。ちょっと聞きたいだけですね。

仲間議長：基本的にその通りかと思います。

林田理事：今回の改正案以外のところの質問になりますか。

仲間議長：今回の改正案ではない質問です。基本的には上文のところで、県連の業務が滞っている場合はできるという形で、おそらく意図としては、滞っていないのではないかと思うのですが、何をもって滞っているかという事に関しては、この場での議論は難しいと思います。滞ってい

る場合は登録ができる。滞っているという判断に関してはいろいろな意見がある。そこが一番重要ですね。個別だけど質問状がきていただけに、ご質問に対しても、県連業務が滞っている場合は個別登録ができるというのは記載の通りだと思います。記載の通りの内容をどういうふうに判断するのかは議論が必要だと思います。宜しいでしょうか。

福岡県松隈氏：わかりました。ありがとうございます。それについても日本連盟に質問状を出していますので回答の方をよろしくお願ひします。

仲間議長：審査規程の改訂に関して、引き続き林田理事お願ひします。

#### ○競技規則改正に関して ・ 審判規程の改定に関して

林田理事：審査規程の新旧対照を共有お願ひします。ナンバーの1番の審判員についての④は表記の問題です。A I B AをI B Aに変えたということです。審判員についての②については追記になります。R Jという段階でCからB、BからAというのは日本国内だけの運用となっています。そこにあるようなレフリーを30回、50回を行った審判については、その都道府県の審判長、ブロックの審判長の評価があれば、その認定階級のR Jに上がることができるというような表記をつけました。ただ試合数の少ないブロック及び都道府県もあると思いますので、審判試験についてはそのまま残しています。

審判員についての⑫です。C級合格者は各都道府県審判長の判断により競技に参加するものとするということです。いわゆる18歳、高校生でも受験資格がある事によって、それだけ責任のある大会に高校生が入ることで、少し未熟であったりとかする部分もあるかもしれないので、そこをしっかり都道府県の審判長に見てほしいということでそういう文言を加えていきます。

受験者の資格の例C級のところを削除しています。受験資格の追記です。受験者は健康診断書の写しを提出しなければならないというふうに追記をさせていただいています。A級試験についてですが、昨年12月に開催された国際審判試験にA級の資格R Jを持ってないA級Jの資格の方が合格をしております。

いわゆるR Jの資格より上の認定を受けていますので、その段階でR Jを認定するというようになりました。5番と6番については審判員試験のブロックN T O、B級試験、あとC級試験について、今まで原則という運用で、所属連盟を別にする都道府県の2名のブロック審判長がというふうになっていましたが、日程の調整とか旅費の関係とか、そういうところがあるので、所属ブロック審判長に権限を与えて見てもらうようにしました。C級についても同じ内容になっております。

9番については講習の時間を少し減らさせていただきました。更新手続きについては、今まで紙ベースで更新手続きのものを県の審判長が集めて、ブロック審判長に紙ベースで出して印鑑押印というような手順で日本連盟事務局に送付していました。それを簡潔にしようと考えて、健康診断書だけは必要になりますので提出してもらいますが、それ以外は審判執行部の方で各ブロックの審判長に更新手続き状況のデータを送って取りまとめています。そのデータの備考欄に、更新についての手続きの入力をしていただいて、執行部の方で管理をしようと思っています。

続いて手続きの実績確認を削除させていただきました。以上、よろしくお願ひします。

仲間議長：林田理事ありがとうございました。いかがでしょうか？質問などがございましたでしょうか。よろしいですね。続いてインターハイの女子競技についてです。

#### ○インターハイにおける女子競技階級に関して

仲間議長：篠原理事宜しくお願ひします。篠原理事、聞こえていますか。接続が切れているようす

ので私の方から。文章をすでに共有させていただいているが、令和6年度の北部九州総体から開催される女子競技の実施階級について、本専門部と日本ボクシング連盟審判部との間で協議しました。本専門部が提案した特別階級は、女子競技の普及を第一の目的とし、体重調整をせず、なるべく多くの選手が参加できるように考案し、5kg刻みの特別階級の設定に至ったことを提案させていただきました。この提案に対し審判部から、令和5年度のエキシビションの特別階級の実施は協力することができるが、令和6年度からの公式なオープン競技での実施は、競技規則に則った階級で実施する。というご回答をいただきました。安全に関する配慮として、令和5年度全国高等学校ボクシング競技女子ボクシング競技エキシビション実施階級について、女子 LF 級 45 kg~48 kg、女子 B 級 51 kg~54 kg、女子 L 級 57 kg~60 kgという形で、審判部、総務委員会からも確認をしたうえで日連理事会でも承認をされています。この形で共有を宜しくお願いします。

篠原理事：すいません。篠原です。仲間理事ありがとうございます。今、専務理事から説明があった通りです。宜しくお願ひします。

仲間議長：篠原理事、クラウドファンディングについて簡単にご説明ください。

篠原理事：ではこの場をお借りしてクラウドファンディングについて説明させていただきます。この度、令和5年度北海道インターハイについてクラウドファンディングのお願いを各都道府県の事務局または高体連の専門部に送りました。実は本日、目標額に達成する事が出来ました。皆様のおかげで今後、寄付という形を作れそうです。目標金額に達成することで、これで終わりという事ではなく、これから北海道を助けるという形の寄付をすることもできますので、今後とも宜しくお願ひします。この場をお借りして皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

仲間議長：目標額達成後も、クラウドファンディングとしての支援も可能という事ですね。

篠原理事：はい。その寄付があれば北海道連盟の方では、もっと幅を広げて使うことができるようになると思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

仲間議長：はい。皆さんに伝えていただけたらと思います。ありがとうございました。

## ○杭州アジア大会 兼 2024 パリオリンピック大陸予選選考大会結果報告

仲間議長：次は杭州アジア大会の大絶予選の選考結果の報告いただきます。昨月、2月25日と26日に神奈川スポーツセンターの方で、ボックスオフという名称で、第19回アジア競技大会、中国杭州で行われます。これは IOC の指定により、パリオリンピックの大絶予選大会という形でしております。いわゆる、オリンピックに向けての国内最終を兼ねた大会という形になりますが、こちらの方も無事大きな事故もなく大会が終了して、男子5名、女子5名の代表候補という形で決定いたしました。こちらは JOC 派遣大会ですので JOC の方に提出させていただいて、最終的に決定されるという形です。こちらで代表になりますというわけではないですが、こちらの方で JOC に提出したという状況になります。どの選手も素晴らしい状態で活躍したので、アジア大会での活躍も期待できます。女子に関してはこの大陸予選で階級によっては5名決定しますので、大陸予選で自力のチャンスがあるのではないかと考えております。それに合わせて、男子は世界選手権の代表が内定しました。女子の世界選手権代表ですが既に出発しています。48kg級の和田選手、50kg級は並木選手、52kg級木下選手、54kg級成田選手、57kg級吉澤選手、60kg級田口選手、63kg級鬼頭選手、66kg級津端選手で、昨日到着したということです。YouTubeにて拝見できると思いますので、宜しければ観戦の方ができればと思います。

予定されている報告事項は終わりました。3月3日付で公益法人化を果たしましたので、井崎理事の方から公益法人化に伴う連絡をします。

井崎理事：3月3日に公益法人認定されましたので、それに伴って寄付の方を始めていきたいと思っています。というのも個人も法人も税制の優遇措置がございます。お金を寄付しても安くなるのではないかかなというふうに思っています。これは途中段階なので、大枠としてこんな形でやろうかなというふうに思っています。寄付に関しては四つの領域で選べるような形にしようと思っています。一つ目が普及に関してで、マスボクシングや、UJ大会とか、各地方連盟主催のボクシング大会でも使えるような形の寄付を募りたいと思います。二つ目が強化に関わる寄付金というところで、国際大会での強化事業や、定期的に開催されている大学リーグ戦等でも使えるような形になると思います。それから三つ目ですが、墨田区固定で開催されている全日本選手権大会が、かなりお金のかかるところもあるのでそこに使用ということに限定したものです。それ以外の四つ目で、ボクシング全般の発展に関わる寄付金の募集というところも思っています。こういったものを一番から四番まで指定ができるような形の寄付金というところを今のところ考えています。ただ現状が、振込先が一般社団法人のものしかないので、一旦そこで始めさせていただいて、公益の方の口座ができ次第そちらの方に移していきたいと思っています。まだ検討中なので、もしご意見があればいただきたいなと思います。

仲間議長：井崎理事ありがとうございました。ボクシングの強化、発展、普及、そういう形の活動で幅広く皆様からのご支援を頂いて、特に普及という形で各都道府県の正会員の皆様としっかりととした形で、各関係の方や個人の方から寄付していただける方を探していただきたいと思います。以上で今日用意していました議題は終わりました。最後、何かご発言がある方お願いします。

## ○その他

### ①今回の臨時総会決議事項における採決の棄権について

千葉県塚本氏：本日はおめでとうございます。全ての議決ということですが、ただ一つ気になることがあるので質問させていただきたいと思います。とりあえず公益団体認定ということで、これから地方と日本連盟が一体となってボクシング競技の推進に当たっていくことは、一致団結してやっていくということだと思いますが、その中で今回の議案の中の処分に関する基準、私も県理事会に報告する義務がありますので、そこら辺のことを少しお聞きできたらと思います。何が聞きたいかというと、今回、棄権なされた方が何人でしょうか。

仲間議長：棄権に関しては14都道府県で挙手があがりました。

千葉県塚本氏：いろんな会議に出ますが、棄権という取り扱いをどう扱うかが疑問です。今回の棄権14についての日本連盟として、その理解というのはどういうふうに理解しておられるのでしょうか。

仲間議長：なかなか難しいのですけれども、現時点で賛成ができないということで、例えば、何かしら対案を持っていらっしゃるとか。

千葉県塚本氏：そうですね。なかなか答えづらいと思うんですが、反対であれば、修正とか訂正、そういう前向きな形で案件に取り組んでいくことはできると思います。棄権ということがどういう意思表示なのか、議案も全て可決されているので、どうこうはないのですが、可決された案件について棄権された方もそれを踏襲していかなければいけない中で、棄権された方の意思というのがどういうものだったのか。というのを仲間専務で取りまとめたら、私も県の理事会に報告ができると思いますが難しいですか。

仲間議長：それは、棄権された方になぜ棄権されたのですかという形でご意見を、例えば文書で伺い

ます。その旨こういう回答がありましたという形での共有をしないのかということをおっしゃっているのでしょうか。

千葉県塚本氏：後ほどということですね。私も理事会でこの棄権 14 というのを説明しづらい部分があるので、全く理解できないので、できましたら公益法人団体としての組織として、これからより良い運営をしていただきたいと思います。宜しくお願ひしたいと思います。

仲間議長：ありがとうございます。例えば今回の棄権された方で、こういった理由で棄権しました。というのを、この場での説明というのは難しい方もいらっしゃるかもしれません。例えば、吉沼さんがこういった理由で棄権します。とおっしゃられていきましたが、例えば持って帰つていただくという事にご発言などありませんか。

千葉県塚本氏：仲間議長よろしいですか。私ども県の代表として総会に臨んでおります。例えば今回の意思表示は当然、県連の理事会を通した意思表示だつていうご理解で、もし賛否を問うのであれば、それなりの理由がしかるべきだと思います。そこら辺はもう少し、日本連盟として今一度取り組んでもほしいと思います。

仲間議長：ありがとうございます。本件に関して差し支えでなければ、棄権に関するご意見を教えてください。という形で文書を送らせていただいて、その旨でこの結果として、このようなご意見がありました。ということでさせていただければ宜しいでしょうか。

ありがとうございます。皆様、各都道府県を代表して来ていただいて、個人の意見ではなく、各都道府県としての意見という形で発言してくださっていると、私は理解しておりますので、何かしら理由があつての棄権、反対の中での棄権という形だったと思います。確かに伺いたいと思いますので、そういう形で文書を出させていただいて、内容を共有していただこうと思います。

## ②令和5年度の登録について（東京都 東京都吉沼氏）

東京都吉沼氏：4月に入って早々に大会等があつて、選手登録が4月1日からすぐウェブ登録が通常通りできるという事で宜しいですか。

及川局次長：ご案内ができるおらず申し訳ありません。新年度に関しましては25日以降にて、できる形になっております。そちらのご案内の文書を出させていただきます。

東京都吉沼氏：では、25日に登録が開始できて支払いは4月1日以降になる。そんな感じですかね。

及川局次長：いえ。ウェブ登録ですのでそのままです。

東京都吉沼氏：入金処置はそちらで仕切つていただけける。こういう形ですかね。わかりました。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

## ③2023年度通常総会について（仲間議長）

仲間議長：ありがとうございます。では追加になりますけれども、次回の総会ですが6月18日日曜日で予定をさせていただきます。令和4年度の決算報告をする形になるかと思います。こちらに関してですが、一応コロナの状況を聞いています。基本的には対面での紹介という形で皆さんにこちらまで来ていただく準備をしておこうと思いますので、皆様6月18日に関してご参加のほど宜しくお願ひいたします。オンラインは便利な面もありますが、定時総会に関しては年に1回、2回しかないという状況ですので、基本的には来ていただいて直接ご意見を交換するという形が必要だと思います。そして、公益法人に移行した最初の総会になります。公益法人になった後での招集通知になりますので対面でさせていただく予

定にしています。宜しくお願ひいたします。以上になりますが何かありますでしょうか。  
なければ議長を下ろさせていただきます。ありがとうございました。

及川局次長：締めのご挨拶を内田会長よろしくお願ひいたします。

内田会長：長時間お疲れ様でした。私達の今日は総会ですけど、私達がここにいるのは、全ての選手の為とボクシング界の為というふうに考えて、皆さんも参加してくれていると思っています。私も会長になってもう5年です。選手の為に、ボクシングの為に、というふうに努力してきて、国体を戻して、公益法人を認めていただき、いろんなことに取り組んできました。まだまだ他の競技団体と比べたら、ボクシング連盟は遅れていると思います。みんなで協力してこれからも頑張っていきましょう。今日はお疲れ様でした。

以 上